独立行政法人日本スポーツ振興センターが運用型の基金として設置しているスポーツ振興基金の有効活用を図るよう文部科学大臣に対して意見を表示したものについての報告書(要旨)

平成24年9月会計検査院

1 スポーツ振興基金等の概要

(1) スポーツ振興基金の概要

文部科学省は、ソウルオリンピック等の国際的な競技大会において、我が国の成績が不振であったことなどを受け、スポーツの振興のための継続的・安定的な財源とするため、平成2年度に独立行政法人日本スポーツ振興センター(15年9月30日以前は日本体育・学校健康センター。以下「センター」という。)に250億円を出資した。そして、センターは、これに民間からの出えん金を加えて運用型の基金としてスポーツ振興基金(以下「振興基金」という。)を設置し、その運用益をスポーツの振興のために活用している。

振興基金の資金保有額は、23事業年度末では294億6370万余円となっている。

(2) スポーツ振興基金助成の概要

センターは、国のスポーツ振興施策の一環として、我が国のスポーツの競技水準の向上、地域におけるスポーツ環境の整備等を図るため、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」(平成14年法律第162号。以下「センター法」という。)等の規定に基づき、スポーツ振興基金助成(以下「基金助成」という。)、スポーツ振興くじ助成等の助成業務を行っている。

このうち基金助成は、振興基金の運用益と民間からの寄附金等を財源として、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、選手・指導者等が行う①スポーツ団体選手強化活動、②スポーツ団体大会開催、③選手・指導者スポーツ活動、④国際的に卓越したスポーツ活動の四つのスポーツ活動を対象として、活動資金の支給その他の援助を行うものである。

(3) スポーツ振興くじ助成の概要

センターは、12事業年度から、センター法の規定に基づき、「スポーツ振興投票の 実施等に関する法律」(平成10年法律第63号)に規定するスポーツ振興投票に関する 業務を行っている。スポーツ振興投票は、サッカーの複数の試合の結果について、あ らかじめ発売されたスポーツ振興投票券(いわゆる「toto」。以下「スポーツ振興く じ」という。)による投票を行い、当せん者に対して、一定の金額を払戻金として交 付するものである。

そして、センターは、センター法等の規定に基づき、14事業年度から、スポーツ振

興投票の収益をもって、地方公共団体又はスポーツ団体によるスポーツの振興を目的 とする事業等を対象として、スポーツ振興くじ助成を行っている。

センターは、スポーツ振興投票に係る収益の3分の1に相当する金額を国庫に納付し、 残りの3分の2に相当する金額をスポーツ振興投票事業準備金(以下「助成準備金」と いう。)として整理しなければならないこととされており、スポーツ振興くじ助成は、 この助成準備金を財源として行われている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、振興基金が設置の趣旨に沿って適切に運用されているか、振興基金の規模や必要性等が適時適切に検証されているかなどに着眼して、文部科学省及びセンターにおいて、振興基金の運用状況、基金助成の状況等について、各種助成に係る実績報告書、関係帳票等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。(検査の結果)

(1) 振興基金の運用状況

振興基金の運用が開始された2事業年度当時はいわゆるバブル経済期に当たり、8%を超える運用利回りとなっていたが、ここ数年は2%前後で推移しており、運用益は、最多であった3事業年度の17億7010万余円から23事業年度にはその約3分の1の6億4432万余円にまで減少している。

(2) 基金助成の状況

2事業年度から23事業年度までの間の基金助成の総額は、162億0154万余円と多額となっていて、このうち、文部科学省がセンターに出資した250億円の運用益から充当された額は、128億9222万余円となっている。

一方、事業年度ごとの助成額は、前記のとおり、運用益が減少したことに伴い、最多であった3事業年度の13億5100万余円から23事業年度には7億3927万余円にまで減少しており、上記の250億円の運用益から充当された額も3事業年度の12億3243万余円から23事業年度にはその半分以下の5億4147万余円にまで減少している。

また、四つのスポーツ活動に対する助成のうち、スポーツ団体大会開催助成を除く 各助成は、次のような状況となっていた。

① スポーツ団体選手強化活動助成については、14事業年度から、助成の対象であっ

たコーチ強化研修等のスポーツ活動がスポーツ振興くじ助成に移行していた。

- ② 選手・指導者スポーツ活動助成については、14、15、21、22、23各事業年度においては、その財源の一部がスポーツ振興投票の収益による助成準備金から充当されていた。
- ③ 国際的に卓越したスポーツ活動助成については、16事業年度から停止されていた。

(3) スポーツ振興投票の運営状況

本院は、19年6月に、センターが行っているスポーツ振興投票について国会からの検査要請を受け、20年9月に、「独立行政法人日本スポーツ振興センターにおけるスポーツ振興くじの実施状況について」として、その検査結果を報告している。そして、この報告において、18年9月に、最高当せん金が6億円の「BIG」の発売が開始されたことにより、売上げが急速に回復しつつあったことなどを踏まえ、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、国庫納付を着実に行いながら、スポーツの振興のために必要な資金を確保して、もってスポーツの振興に寄与するという制度本来の目的の達成に努めることが肝要であるとしたところである。

その後のスポーツ振興投票の売上金額は、19事業年度は18事業年度の約5倍に増加し、 それ以降も順調に推移しており、20事業年度には繰越欠損金の解消を果たすとともに、 スポーツ振興くじ助成の助成額も大きく伸びている。

(4) スポーツ振興くじ助成に係る特定目的資金の設置

センターは、22年3月に、スポーツ振興投票の収益による助成を継続的・安定的に実施するための財源の確保を目的として、「スポーツ振興投票の収益をもって充てる助成財源に係る特定目的資金の設置に関する要綱」(平成22年3月平成21年度要綱第16号)等を定め、助成準備金に計上する金額のうち、一定額について、資金の使途を明確にした特定目的資金として確保することとして、①国際競技大会等助成資金、②継続事業助成資金、③東日本大震災復興支援資金(平成23年8月に追加)の三つの特定目的資金を設置した。

そして、これらの特定目的資金として確保された額は、23事業年度末現在額で、計 141億4228万余円となっている。

前記のとおり、振興基金の運用益は振興基金設置当初に比べて大きく減少しており、 これに伴い運用益を財源とした基金助成の23事業年度の助成額は、3事業年度の6割を下 回るものとなっている。また、基金助成の対象業務の一部は、スポーツ振興くじ助成等 他の助成制度によって代替されるなどしている。一方、スポーツ振興投票が軌道に乗ったことにより、スポーツ振興くじ助成の助成額は、この5年間で飛躍的に増加している。このような状況の中で、センターは、助成準備金のうちの一定額を特定目的資金として確保して、スポーツ振興くじ助成を継続的・安定的に実施するための財源を充実させている。

したがって、スポーツの振興を図るための助成業務を運用型の基金助成により実施する必然性は、乏しい状況になっている。

(改善を必要とする事態)

近年の低金利の状況下において、振興基金の運用益が少額になっていることなどにより、スポーツの振興を図るための助成業務を運用型の基金助成により実施する必然性が乏しい状況になっているのに、振興基金に多額の資金が保有されている事態は、貴重な財政資金が有効に活用されていないため適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、文部科学省及びセンターにおいて、基金助成の実施状況、金利の低下とその継続等といった社会経済情勢の変化等に応じて、振興基金の 在り方を適時適切に見直していないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

振興基金による基金助成は、20年以上にわたりその目的であるスポーツの振興に大きく貢献してきた。また、23年度に制定された「スポーツ基本法」(平成23年法律第78号)及び同法に基づき策定されたスポーツ基本計画では、地域のスポーツ環境の整備、国際競技力の向上、国際競技大会の招致又は開催の支援等について規定されるなど、国によるスポーツの推進への要請は高まってきている。

一方、近年の我が国の厳しい財政状況下において、独立行政法人については、事業の 見直しや効率化とともに、保有資産の規模の見直しや不要な資産の国庫返納等の検討が 求められている。

ついては、文部科学省において、振興基金の現状を踏まえ、そのスポーツの振興に果たす役割をより効果的なものとするため、振興基金を有効に活用するための方策を検討するとともに、有効活用が図られない振興基金については、センターから国に返還させるなどして、財政資金の有効活用を図るよう意見を表示する。